

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係るQA

- 令和2年7月21日現在の情報です。
- QAについては、国の取扱の変更により内容が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 今後も随時項目を追加していく予定です。

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)	追加日
1-1	1 事業全般	給付対象となる勤務日数の対象期間はいつからいつまでになるでしょうか。	本県においては、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」患者を受け入れた令和2年2月14日から令和2年6月30日までとなります。 ただし、帰国者・接触者外来医療機関など、県から役割を設定された医療機関については、当該役割を設定された日から令和2年6月30日となります。 (例) 1月31日に、県から帰国者接触者外来医療機関として役割を設定された医療機関は、対象期間が1月31日から6月30日までとなります。	-
1-2	1 事業全般	給付対象となる要件は何かありますか。	対象医療機関に該当する医療従事者や職員であって、次の要件をいずれも満たしている場合、支給の対象となります。 ①上記1-1の期間中に通算して10日以上勤務した方 ②勤務する医療機関において、「患者との接触を伴い」、かつ、「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で業務に従事している方。	-
2-1	2 補助対象	6月30日以降に業務に従事した場合や感染者等の対応に当たった場合は、新たに申請することができますか。	6月30日以降の業務や感染症への対応は、対象外となります。	-
2-2	2 補助対象	都道府県からの役割の設定の有無に関わらず、外来でコロナ患者を診療した場合、新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行った医療機関となるのでしょうか。	対象となります。	-
2-3	2 補助対象	複数の医療機関等で勤務する場合は、どのように数えますか。	複数の医療機関等で勤務した場合は、それぞれの勤務日数を通算して数えてください。 なお、重複して請求がなされていないか確認をお願いします。本慰労金は1人1回限りの給付ですので、仮に重複して給付を受けた場合には、不当利得として返還が必要となります。	-
2-4	2 補助対象	対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。	歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。	-

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)	追加日
2-5	2 補助対象	薬局での勤務は対象となるのでしょうか。	薬局では、クラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれが相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、型労金の対象外となります。 ただし、医療機関に勤務し患者と接する薬剤師や、宿泊療養等をする軽症者等を訪問支援する薬剤師は、他の職種と同様に対象となります。	-
2-6	2 補助対象	「患者と接する」はどの業務まで含まれるのでしょうか。例えば、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者に直接接していなくても、感染リスクがある医療従事者や職員は対象となりますか。	例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事する職員や受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。 また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は、医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。 一方、対象期間中テレワークのみによる勤務であった場合や医療を提供する施設とは区分された法人本部等での勤務のみであった場合などは該当しないと考えられます。 「患者と接する」業務については、各医療機関等において、勤務内容や実態に応じて判断いただき、申請してください。	-
2-7	2 補助対象	医療従事者等が接する「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限定されますか。	新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限らず、他の疾病による患者も含まれます。	-
2-8	2 補助対象	対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師など医療専門職以外も含まれますか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者など雇用形態によって限定されますか。	資格や職種、雇用形態等による限定はありません。医療機関等における勤務内容によって判断してください。	-
2-9	2 補助対象	給付の対象とならないのはどのような方でしょうか。	次の方は対象外となります。 ・2月14日から6月30日の対象期間の間、対象施設と異なる建物内で勤務していて、患者や利用者との接点がない、またはその接点が10日未満の場合。 ・コンビニエンスストアやレストラン、銀行など、賃貸借契約等によって場所貸しによる事業を行っている職員。	-
2-10	2 補助対象	「10日以上勤務」の要件について、1日の勤務時間は何時間以上など決まりはありますか。また、夜勤などで2日間をまたぐ場合は、1日勤務か2日勤務かどちらになるのでしょうか。	1日の勤務時間は問いません。また、夜勤などで2日間をまたぐ場合は、2日と数えてください。	-
2-11	2 補助対象	1日に複数の医療機関等で勤務した場合には、どのように数えますか。	この場合、複数の医療機関等に勤務していても、1日の勤務として数えます。	-
2-12	2 補助対象	外来案内などを行う院内ボランティアについて、患者と接する可能性が高いですが、対象となりますか。	ボランティアについては対象外となります。	-

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)	追加日
2-13	2 補助対象	<u>委託業者や派遣労働者は対象となりますか。</u>	委託業者の職員や派遣労働者であっても、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務に従事していれば、対象となります。 例えば、医療機関内等での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となると考えられます。 一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的には対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託内容によっては、患者と接する場合がありますので、各医療機関の実情に応じて判断してください。	-
2-14	2 補助対象	公立の医療機関等の公務員は対象となりますか。	公立の医療機関等の公務員も対象となります。	-
2-15	2 補助対象	慰労金の支給にあたって、対象となる医療従事者等から委任状を提出していただく必要はありますか。	対象となる医療従事者等から、委任状を提出していただく必要がありますので、医療機関等においては回収をお願いします。 なお、委任状は申請時県や国保連に対しての提出は不要ですが、審査や精算事務を行う過程で、県等から提出を求める場合がありますので、医療機関において保管をお願いします。	-
3-1	3 申請手続	申請方法はどのように行いますか。	申請方法については、原則下記①の方法による申請となります。ただし、①のシステムを導入していない医療機関等については、②により申請してください。 なお、①及び②では申請できない医療機関等については、県コールセンターまでお問い合わせください。 【申請方法】 ①国保連の「オンライン請求システム」による申請。 （医療機関等が、毎月の診療報酬請求事務で使用しているシステム） ②WEB申請受付システムによる申請。	-
3-2	3 申請手続	申請期間はいつになりますか。	申請期間は下記のとおりとなります。 ①国保連の「オンライン請求システム」による場合。 ・ 初回申請は7月28日（火）～7月31日（金） ・ 8月以降は、毎月15日～末日。 ②WEB申請受付システムによる場合。 ・ 初回申請は7月25日（土）～7月31日（金） ・ 8月以降は、毎月15日～末日。 ※毎月1日～14日までは、受付は出来ませんので御承知願います。 なお、本慰労金の申請締切は、令和2年11月30日（予定）となります。	-

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)	追加日
3-3	3 申請手続	医療機関等からの慰労金の申請は複数回できますか。	慰労金の申請は、原則各医療機関等につき1回となります。 ただし、給付申請に漏れ等があった場合には、漏れ分について申請期間内に追加で申請してください。 ※なお、各医療従事者等への支給は1人につき1回限りです。	-
3-4	3 申請手続	介護の慰労金と医療従事者等への慰労金があるが、両方に従事している場合、重複して給付を受けることは可能なのか。	申請は1人1回限りであり、重複申請はできません。	-
3-5	3 申請手続	居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいですか。	申請は、勤務する医療機関等が所在する都道府県が定める窓口に行います。	-
3-6	3 申請手続	医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。	医療機関等を既に退職している場合は、下記の方法で申請してください。 ①医療機関等を退職後、他の医療機関等に勤務している場合 この場合は、 <u>現在勤務している医療機関等を通じて申請してください。</u> ②医療機関等を退職後、医療機関等に勤務していない場合 この場合、 <u>対象期間中（Q1-1）に勤務していた医療機関等を通じて申請してください。</u>	-
3-7	3 申請手続	複数の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関においても、支給要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。	基本的には、 <u>主として勤務する医療機関等を通じて申請してください。</u> また、2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等においても10日以上勤務するなど要件を満たす場合には、どちらの医療機関等で申請を行っていただいても差し支えありません。 ただし、本慰労金は1人1回限りの給付となるため、 <u>重複申請がないよう注意願います。</u> なお、仮に二重に給付を受けた場合は、 <u>不当利得として返還していただくこととなります。</u>	-
3-8	3 申請手続	<u>委託業者や派遣労働者等に係る申請を行う場合、どのように申請すれば良いですか。</u>	委託職員や派遣労働者については、 <u>業務に従事する医療機関等を通じて申請を行います。</u> 申請の方法は下記のとおりです。 ①委託業者は、対象となる職員の氏名や勤務日数等必要な情報を医療機関等に提供する。（委託業者が様式第5号別紙を作成し、提供する） ②委託業者に、対象職員の代理申請・受領の委任状を回収し提出するよう依頼する。（申請時提出不要。医療機関において保管しておくこと） ③委託業者や派遣労働者に対しての慰労金支給は、 <u>原則として勤務する医療機関等が行ってください。</u>	-

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)	追加日
3-9	3 申請手続	医療機関等を退職後、他の医療機関等に勤務していない場合においては、原則として、対象期間中に勤務していた医療機関を通じて申請することとなっています。仮に、勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合はどのように申請すれば良いでしょうか。	この場合、個別申請書や勤務していた医療機関からの勤務証明など必要な書類をそろえた上で、県に対して個別に申請してください。詳しくは県コールセンターにお問い合わせください。 なお、各医療機関等におかれましては、医療機関を通じた退職者の申請に御協力いただくとともに、個別申請が必要な場合には、勤務証明の対応について重ねて御協力をお願いします。	-
4-1	4 支給金額	都道府県等から役割を設定された医療機関について、実際に本院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員が20万円の対象となるのでしょうか。	対象となりません。保険医療機関コードが違う場合は別の医療機関として取り扱ってください。	-
4-2	4 支給金額	新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者と直接接した職員でなくても、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている医療機関等に従事していれば、通算10日以上勤務など支給要件を満たせば、支給額は20万円となりますか。	新型コロナウイルス感染症患者と接する医療従事者等は、一人当たり20万円の給付となります。	-
4-3	4 支給金額	協力医療機関等の位置づけの場合、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者コロナ患者を受け入れていなければ支給金額は10万円となりますか。	都道府県から役割を設定された医療機関等であるが、実際に新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行っていない医療機関の場合、医療従事者等に対する給付は一人当たり10万円となります。	-
4-4	4 支給金額	帰国者・接触者外来やPCR検査センター（地域外来・検査センター）に応援に行った医療従事者や職員への支給額はどのようになるのでしょうか。	応援に行った帰国者・接触者外来やPCR検査センターが、実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合、 <u>慰労金の額は20万円となります。</u> (通算10日以上勤務など支給要件を満たしている必要があります。)	-
5-1	5 支払	勤務している医療機関が代理受領として受け取った慰労金を委任者（医療従事者等）に振り込む（または現金給付）等の事務手続きは、誰が行うのか。	医療従事者等への振込事務は、各医療機関が行うこととなります。	-
5-2	5 支払	慰労金は申請後どのくらいで医療機関に支給されますか。	慰労金は、国保連に申請し県において審査をした後、最短で翌月末頃各医療機関等に振り込まれます。 ただし、申請内容に確認等を要する場合、医療機関への振込が上記時期より遅れることとなりますので、御承知願います。	-
5-3	5 支払	慰労金を医療従事者等に支給する際の振込手数料は誰が負担するのですか。	慰労金を医療従事者等へ支給する際の振込手数料については、 <u>申請時に概算額を請求してください。</u> （様式第1号に入力欄があります。） その際、金額は概算額を入力しますが、不足が出ないように留意して積算願います。 なお、慰労金支給後に県に対して実績報告を行います。その際に振込手数料について精算（多く概算請求した場合には返還）を行いますので、御承知願います。	-

番号	項目	質問内容 (Q)	回答 (A)	追加日
5-4	5 支払	慰労金は課税所得となるのでしょうか。また、差押えの対象となりますか。	慰労金は非課税の給付となりますので、誤って源泉徴収をすることのないよう注意してください。また、差押えについて法令により、禁じられています。	-
5-5	5 支払	慰労金を各医療従事者等に支給する際、給与と同時に振込んでも差し支えないでしょうか。	慰労金については、精算手続きの際に支給の確認が必要なため、給与とは別に振込を行ってください。	-
6-1	6 その他	国又は地方自治体が設置する医療機関等について、速やかな補正予算措置ができない場合、どのように対応すればよろしいでしょうか。	原則、補正予算措置を行ったうえで支給を行ってください。仮に速やかな補正予算対応ができない場合は、県からの支給となりますが、この場合の支給は大幅に遅れることが予想されますので、あらかじめご容赦ください。 したがって、可能な限り補正予算措置を行っていただきますようお願いいたします。	-
6-2	その他	国保連のオンライン請求システムを活用した申請とのことですが、診療報酬の請求と重複しませんか。	慰労金の申請受付については、診療報酬の請求との重複を避けるため、月の後半（15日～月末）を受付期間としております。	-